

## 計画策定部会について

### 1 設置目的

尼崎市では、「互いに尊重し つながりささえあい 安全・安心に“ともに生きる”まち あまがさき」を基本理念として令和4年3月に「第4期あまがさき地域福祉計画」を策定し、令和8年度までを計画期間として地域福祉の推進に取り組んでいます。

現代社会においては、少子高齢・人口減少という大きな社会的問題を抱えながら、制度・分野ごとには解決できない課題、社会的孤立・社会的排除への対応や地域の「つながり」の希薄化などの様々な課題に対応する必要があります。

そのため、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくといった地域共生社会の実現に向けて、更なる地域福祉の推進が求められています。

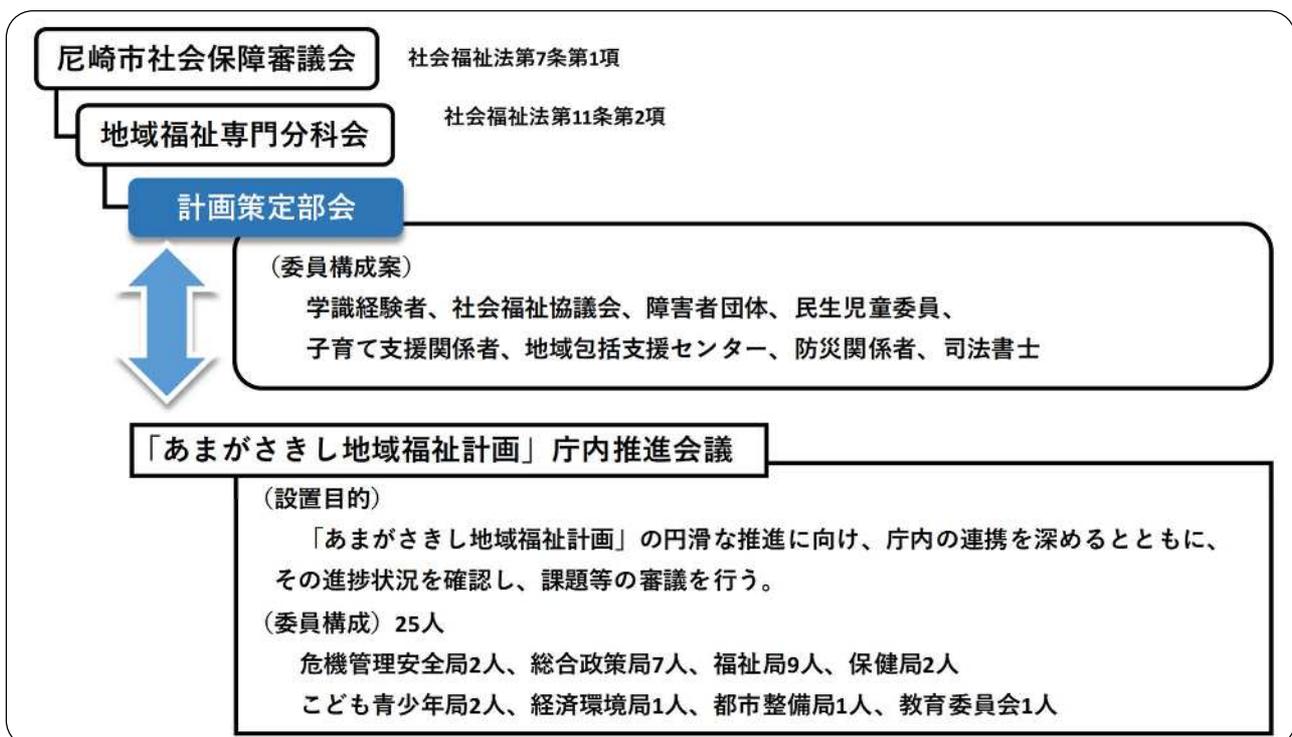
こうしたことから、令和2年に規定された重層的支援体制整備の実施などの社会福祉法の改正内容を踏まえるとともに、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年施行）」や「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年施行）」に規定される各市町村計画を地域福祉計画へ包含し、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を一体的に定めて、本市の地域福祉の推進に取り組んでいます。

今般、次期（第5期）計画の策定するにあたり、これまでの取組を基礎としながら、地域福祉の推進に関する事項を所掌する尼崎市社会保障審議会地域福祉専門分科会に「計画策定部会」を設置し、各分野で地域福祉の推進に取り組まれている方の幅広い意見を取り入れ、「第5期あまがさき地域福祉計画」素案の作成を行います。

### 2 設置期間及び委員数

- (1) 設置期間 令和7年8月～令和9年3月（計画策定まで）
- (2) 委員数 12人程度

### 3 計画策定部会の位置付け



#### 4 計画策定部会構成員（案）

尼崎市社会保障審議会規則に基づき、計画策定部会は、地域福祉専門分科会の会長が当該分科会委員を指名し、組織することとなっております。

また、計画策定部会の部会長は、地域福祉専門分科会の会長が指名することとなっております。

区分順、五十音順、敬称略

		氏 名	役 職 名	
1	委員	大岡 由佳	武庫川女子大学	教授
2		荻田 藍子	兵庫県社会福祉協議会	福祉事業部長
3	専門委員	阿部 光子	尼崎市民生児童委員協議会連合会	副会長
4		高尾 絹代	尼崎市身体障害者連盟福祉協会	副理事長
5		堀 洋子	尼崎市PTA連合会	会計
6		山口 昇次	尼崎市社会福祉協議会	副理事長
7		山本 秀樹	関西国際大学	准教授

#### （尼崎市社会保障審議会規則抜粋）

<p>（部会）</p> <p>第7条 専門分科会、センター運営部会及びサービス運営部会（以下「専門分科会等」という。）は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため部会（審査部会を除く。以下この条及び第10条において同じ。）を置くことができる。</p> <p>2 部会は、当該部会に係る専門分科会等の会長（以下「専門分科会等会長」という。）が指名する当該専門分科会等の委員（専門委員を含む。第4項において同じ。）で組織する。</p> <p>3 部会において特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員として、特別委員を置くことができる。</p> <p>4 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員（特別委員を含む。）のうちから、部会長は専門分科会等会長が、副部会長は部会長が指名する。</p> <p>5 第2条第3項及び第4項並びに第3条第1項の規定は、部会について準用する。</p>
--

#### 5 スケジュール

令和7年10月頃～令和8年11月頃に、約8回程度開催を予定

※審議及び議論の進捗状況等により、会議回数は変更することがあります。

以 上